

店頭回収PETは「産廃」

東京都 再生利用指定で業許可不要に

小売業者などが 排出事業者

東京都が3月に策定・公表した『持続可能な資源利用』に向けた取組方針によると、都は、区市町村の関与なく小売業者が自主的に店頭で分別回収した廃PETボトルについては「産業廃棄物」と判断することを明確化した。併せて、廃棄物処理法に基づく再生利用指定を適用し、都知事が指定したりサイクル施設に店頭回収された廃PETボトルを運搬する場合には収集運搬業許可やマニフェスト交付を不要とする措置をとった。

店頭回収されるPETボトルについては、容器包装リサイクル制度の見直しに関する国際会議においても、「廃棄物処理法上の扱いが不明確」などの指摘が多かった。今回の都の措置はこの課題に対応するもので、店頭回収された廃PETボトルを産業廃

業者、その排出事業者をチェーンストアなど容器包装リサイクル制度の見直しに関する国際会議においても、「廃棄物処理法上の扱いが不明確」などの指摘が多かった。今回の都の措置はこの課題に対応するもので、店頭回収された廃PETボトルを産業廃

行つた。また、個別指定されたりサイクル施設まで店頭回収された廃PETボトルを運搬する場合に限り、同法施行規則第九条第二号に基づく再生利用指定を行い、収集運搬業許可やマニフェスト交付を不要とした。この指定はいわゆる一般指定で、小売業者が都に指定の申請をすれば必要はない。これにより配達の戻り便を活用して廃PETボトルを運搬することが法令上も可能となり、店頭回収の後押しになると考えられる。

店頭回収PETボトルを子エーンストアなど的小売業者と判断した。その後、店頭回収された廃PETボトルを破碎、選別、洗浄し、フレークやペレットにリサイクルする者に対しても、廃棄物処理法施行規則第十条の三第二号に基づく再生利用指定（個別指定）を行つた。

行つた。また、個別指定されたりサイクル施設まで店頭回収された廃PETボトルを運搬する場合に限り、同法施行規則第九条第二号に基づく再生利用指定を行い、収集運搬業許可やマニフェスト交付を不要とした。この指定はいわゆる一般指定で、小売業者が都に指定の申請をすれば必要はない。これにより配達の戻り便を活用して廃PETボトルを運搬することが法令上も可能となり、店頭回収の後押しになると考えられる。

店頭回収PETボトルを子エーンストアなど的小売業者と判断した。その後、店頭回収された廃PETボトルを破碎、選別、洗浄し、フレークやペレットにリサイクルする者に対しても、廃棄物処理法施行規則第十条の三第二号に基づく再生利用指定（個別指定）を行つた。